

### 5-3 X線取扱資格認定手続き

他の研究機関等においてX線取扱に関する教育及び訓練を受け、本学におけるX線取扱資格（放射線業務従事資格第3種）の認定を希望する場合は、以下の「資格認定申請者提出書類」1～8を取り揃え所属部局のX線取扱主任者に提出してください。所属部局のX線取扱主任者は、書類及び認定基準への適合を確認し「X線取扱資格認定について（様式X2）」を添え、安全保障委員会へ資格認定を申請します。

なお、X線取扱主任者のいない部局にあつては、所属部局の事務部を通じアイソトープ総合センターのX線取扱主任者あてに提出してください。

#### 認定基準

1. 本学安全保障委員会が認めるX線講習と同等以上の講義項目及び時間数の講習を受けており、2時間以上の実習又は従事経験を有すること。従事経験及び実習内容には、次の項目を含むものとする。（以下の項目について、装置の責任者に証明書を発行してもらう。）
  - 装置の構造（各部の名称と役割の確認）
  - 装置の取扱（装置の始動，インターロックの確認，停止，緊急停止等）
  - サーベイメータの取扱と漏えい線量の測定
  - 運転記録の記入
  - 緊急時の措置，緊急連絡先等の確認
2. 実習の証明がない場合は、認定後に実習を行い所属部局のX線取扱主任者に「実習実施報告書」を提出すること。
3. 上記1に該当しないがX線作業主任者資格を有している場合は、その免許の写しを各部局のX線取扱主任者に提出する。2と同様に、従事経験がない場合は、認定後に実習を行い所属部局のX線取扱主任者に「実習実施報告書」を提出すること。

#### 資格認定申請者提出書類

1. X線取扱資格認定申請書（様式X1）
2. 「教育訓練受講証明書」又は「教育訓練修了証の写」（受講項目及び時間数の記載が必要）又はエックス線作業主任者免許の写し
3. 5項目を含む従事経験及び実習修了証（責任者等の証明）
4. X線業務従事歴
5. 取扱装置（複数可），取扱期間等を記してください。
6. 被ばく歴の記録
7. 「特殊健康診断書（写）」（職員は半年以内，学生は1年以内のもの）
8. 本学身分証明書の写